道路整備事業に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書(案)

道路は、市民の安全・安心な暮らしや、活力ある社会や経済活動を支えるとともに、災害時には市民の命を守るライフラインとして機能するなど、市民生活になくてはならない重要な社会基盤です。

現在、道路整備事業においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置 に関する法律」の規定により、地域高規格道路事業や交付金事業の補助率等が かさ上げされていますが、この措置は、平成29年度までの時限措置となっていま す。

地方創生に全力を挙げている地方自治体にとって、かさ上げ措置の廃止は 死活問題であり、本市の地域づくりに影響を及ぼし、地域活力の低下を招くこと が危惧されます。

このため、下記の事項を実現するよう強く要請し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

1 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定による補助率 等のかさ上げ措置について、平成30年度以降も継続すること。

平成29年9月25日

衆議院議長参議院議長内閣総理大臣財務大臣財務大臣国土交通大臣

長野市議会議長 小 林 義 直